

令和4年度 第1回

印西市総合教育会議

会議録

令和5年1月16日

令和4年度 第1回 印西市総合教育会議 会議録

日時：令和4年12月20日(火)

13時30分～14時10分

場所：印西市役所大会議室

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 議題
 - (1) 市内小中学校 I C T活用の進捗状況について
 - (2) いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
4. その他
5. 閉会

出席者(5名)

印西市長 板倉 正直

印西市教育委員会 教育長 大木 弘

印西市教育委員会 委員 大野 忠寄

印西市教育委員会 委員 寺田 充良

印西市教育委員会 委員 鈴木 裕枝

欠席者(1名)

印西市教育委員会 委員 栃尾 知子

設置要綱第9条に基づく職員(4名)

企画財政部長 小林 正博

企画財政部企画政策課長 高平 光重

企画財政部企画政策課長補佐 藤崎 健生

企画財政部企画政策課政策推進係長 千葉井 豊

設置要綱第10条に基づく職員(10名)

教育委員会教育部長 土屋 茂巳

教育委員会教育部教育総務課長 伊藤 章

教育委員会教育部教育総務課長補佐 秋本 康一

教育委員会教育部教育総務課総務係長 荒川 由弥

教育委員会教育部学務課長 佐久間庸夫

教育委員会教育部学務課学務係主査 藤代 悠子

教育委員会教育部指導課長 石川真樹子

教育委員会教育部指導課指導班副参事 飯野 晋二

教育委員会教育部指導課指導班指導主事 八代 晃貴

教育委員会教育部教育センター所長 穂戸田和宏

(午後 1 時 30 分)

企画政策課長
(進行)

本日はお忙しい中、総合教育会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、まず、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、「会議次第」、「議題(1)市内小中学校 I C T 活用の進捗状況について」、「議題(2) いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」、「印西市いじめ防止基本方針」、以上でございます。不足などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に報告等が 2 点ほどございます。まず、1 点目ですが、会議は規定により、公開とさせていただきます。本日の傍聴者はございません。

次に 2 点目ですが、会議録署名と会議の録音でございます。会議録の署名につきましては、教育委員の皆様、名簿順に輪番で署名していただくことになっておりますことから、本会議は大野委員をお願いいたします。

また、会議録につきましては、全文筆記にて作成しますことから、会議は録音させていただきますのでご了承願います。報告は以上でございます。

それでは、ただ今から、令和 4 年度第 1 回印西市総合教育会議を開会いたします。

はじめに、板倉市長からご挨拶を申し上げます。

板倉市長

本日は、師走のお忙しいなか、印西市総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

教育委員の皆様方におかれましては、日頃より、市の教育行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の総合教育会議の内容は 2 件でございます。

ひとつめは、G I G A スクール構想の導入に伴う I C T 環境の整備及び活用状況でございます。

ふたつめとしましては、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するための連絡協議会その他の組織の設置に関するものでございます。

いずれの議題につきましても、教育委員の皆様と情報を共有させていただき、意見交換などをしていきたいと考えておりますので、皆さま、どうぞよろしくをお願いいたします。

結びに、皆様方のますますのご健勝とご活躍をお願い申し上げます。

企画政策課長
(進行) ありがとうございます。
 それでは、会議に入ります。印西市総合教育会議設置要綱第4条の規定によりまして、会議の議長は板倉市長にお願いいたします。

(「はい」との声)

板倉市長
(議長) それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。
 まず、議題(1)「市内小中学校ICT活用の進捗状況について」です。印西市では、小中学校の児童・生徒、1人1台のタブレットの整備が実現していますが、この活用状況について確認したいと思います。
 それでは、事務局より説明をお願いします。事務局。

(「はい」との声)

板倉市長
(議長)
教育センター
所長 はい、どうぞ。
 それでは、議題1 市内小中学校ICT活用の進捗状況について、ご説明させていただきます。

 令和2年に策定した「印西市学校教育情報化推進計画」の内容により、現在の状況に合わせて説明させていただきます。

 印西市では、校務支援システムやコンテンツマネジメントシステムを利用した小中学校ホームページなどを、近隣の自治体では、いち早く導入し、運用しております。また、大型提示装置の導入、職員研修などを積極的に行ってまいりました。**GIGA** スクール構想の導入に伴い、小中学校の児童生徒に一人一台の端末が整備されました。これに伴って、各教室に**Wi-Fi** 環境を整備しました。1ページ下の図をご覧ください。児童生徒が、インターネットを利用する際には、ネットワーク回線集約せず、つまり、市役所や教育センターなどに、一端回線を集めず、各学校から直接インターネット接続するようにしています。これにより、児童生徒が同時にインターネットを使っても一箇所に負荷が集中しない状態になっており、児童生徒がストレスなく、一人一台の端末を利用できる環境を整えております。

 資料2ページに移ります。「印西市学校教育情報化推進計画」を策定した令和2年度から端末やネットワーク環境の整備、大型モニター、**ICT** 支援員の配置を進めてまいりました。

 現在の課題としては、校内ネットワーク環境のさらなる強

化を進め、中小規模の学校においても、大規模校と同じレベルのネットワーク帯域を確保すること、それから、現在配置されている ICT 支援員を国の基準である 4 校あたり 1 人まで増員させ、各学校により手厚い支援を行うことが課題であります。

大きい 2 番、学校教育情報化の施策について、説明させていただきます。(1) 教科指導における ICT 活用の推進です。児童生徒の授業を行うほかに、様々な場面で、一人一台の端末を活用していますが、特に、協働的な学習、友達と協力して学ぶような場面では、端末を活用した学習を増やしたいと考えております。多くの児童生徒の考え方を比較・検討して話し合う、対話的な学習の場を設定するよう支援したいと考えております。

続いて、(2) 児童生徒の情報活用能力の育成についてです。一人一台の端末を学習の道具として日常的に使い、資料をまとめたり、たくさんの情報を集約・集計したりする学習活動を通して、児童生徒の情報活用能力を高めることをねらっています。同時に、教育センター指導主事による出前授業などを通して、児童生徒の情報モラル向上を行ってまいります。

(3) 校務情報化の推進については、ペーパーレスでの事務処理、グループウェアの活用を通して、教職員の ICT 活用と同時に、教職員の働き方改革を推進してまいります。

これらの施策を進めるために、(4) として、ICT 支援員の活用、教務主任や管理職、養護職、情報教育担当などの対象者別の ICT 研修の実施、教育センターによる情報提供や直接的支援、教職員間の情報共有の奨励、業者によるヘルプデスクの設置といった支援体制の強化を図る取り組みを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、3 番、GIGA スクール構想 (一人一台端末) の利用状況について、説明させていただきます。(1) 利用状況や利用しているアプリケーションなどについてお話をいたします。児童生徒が利用する一人一台端末は、Chromebook を採用しました。一人ひとりのアカウントと、一人ひとりのパスワードを配布し、それを個人で管理するように指導しております。Chromebook に含まれている ChromeOS については、アプリケーション導入を学校単位で管理することができます。また、ウイルス管理などの追加対策は不要であるという特長があります。インターネット閲覧の際には、児童生徒が問題あるサイトを閲覧できないように Google のサービスとフィ

ルタリングアプリの二重の対策を講じております。各学校の積極的な ICT 活用を促すために、学校の実態や状況に応じて、無償で使用できる様々な拡張機能を導入しており、コロナ禍において、柔軟に対応しております。

続いて、(2) の授業での利用について、お話いたします。児童生徒がコンピューターを使った授業の型というものは、一つに絞られるものではありません。授業の様々な場面で、端末を活用する中で、児童生徒が端末を活用する技能も、授業の質も両方高めるものと考えております。そのため、まずは、日常的に行っている授業の活動の一部を、ICT を活用したものに置き換え、慣れたら、ICT の特性を活かし、活用の質が高まるという観点で、教職員の負担を増やさずに、利用機会を増やすということを各学校に呼びかけています。現在、各学校では、様々な場面で、一人一台端末を使用して学習を進めております。

資料の(3) 利用状況でございます。利用状況を確認しますと、日々授業を行っている教職員の内、7割の教員が、授業の3割以上で Chromebook を使用していると回答しております。アンケート期間中に回答しなかった教員もいますが、市内小中学校において、日常的に一人一台端末を使用した学習が、定着しているものと考えております。使い方については、多岐にわたるといことが実態調査から明らかになり、授業やその他の教育活動、校務の様々な場面での ICT 活用が定着していることがうかがえます。今後もさらに活用状況が高まるように、各学校の支援にあたりたいと考えております。

以上で、説明を終わりたいと思います。

板倉市長
(議長)

説明が終わりました。
議題(1) について、何かご意見・ご質問等がありましたら
お願いいたします。

(「はい」 との声)

板倉市長
(議長)
教育センター
所長

はい、事務局。
各学校で行われている授業が、どのように行われているの
か、簡単にご説明したいと思っておりますが、よろしいでしょ
うか。

板倉市長
(議長)

はい、どうぞ。

(端末、モニター画面を使用)

教育センター
所長

それでは、各学校で行われている授業の簡単なお紹介をさせていただきます。今ご覧いただいているのは、classroom という枠組みで、この中にいろいろな情報を溜めておいて、メンバーが確認するという仕組みのものです。例えば、5年1組 classroom とか、2年生 classroom とか、陸上部 classroom といったように、いろいろな場をつくることができます。今日は、模擬授業 classroom といったものをつくりました。学校の授業では、「何かを見て気が付いたことを書き込んでいきましょう。気が付いたことを書き込みし合って、その意見をもとに、新しい学ぶ問題をつくりましょう。」といったような活動がよく行われます。そのような学習で、弥生時代の人々の暮らしを端末で見えてまいります。それでは、こちらにいる生徒が、classroom に入っているメンバーなのですが、同画面で確認しています。ここに気が付いたことをどんどん発表していきましょうという活動を行ってまいりたいと思います。本来ですと、ノートに書き込みながら、手をあげて発表するといったことが主流でしたが、パソコンを利用することで、子ども達がリアルタイムに考え方を発表することができます。それでは、弥生時代の人々の暮らしを見て、気が付いたことを、気が付いた場所に書き込んでいきます。今、グループの中で、誰が何色を使うか相談しております。このような使い方もできますし、例えば、気が付いたことを青、疑問は赤といったように、ルールを決めて使うこともできます。このように、柔軟に取り組むことができます。先程、話しましたが、従来の学習ですと、資料集や黒板の掲示物を見て、子供達が、まず考えをノートに書き、その後発表して、考えを共有するといった流れになりますが、子ども達が直接気づいたことを書いていき、今やりながら考えを共有しているという流れになります。活動自体の考えが共有化できる。見える化できている。共有化・可視化ということが、ICTを取り入れた学習の一つです。(実際端末で入力しながら)このように、考えを書き込みながら、この考えは自分にはなかったなとか、これは自分と同じ考え方だなといったように、リアルタイムで交流が生まれます。

今日のこのモニターは、43インチのものを借りているのですが、実際、学校に入っているのは65インチの大型のもの

です。今日は、皆様から見にくいこともあるかもしれませんが、実際、学校で使っているモニターは大型で、子ども達もきちんと見ることができます。

それでは、今、子ども達が絵を見て、気が付いたことを書き込んできましたが、考え方を可視化できることが ICT 化の特長の一つです。でも、ここまでですと、紙でもできる内容ではないのかと思われる方もいらっしゃると思います。ここに、ICT ならではの工夫を加えます。子ども達の考えを違う観点で分類していきたいと思います。(端末を操作しながら)例えば、衣・食・住という三つの観点で作ってみました。この三つの観点で分類をし直してまいりましょう。そうすると、子供達はディスカッションをしながら、分類を始めます。先程分類した内容を違う観点で、もう一回分類し直す。(端末を操作しながら)子ども達が分類し直しているところもリアルタイムで確認し合えます。分類をして、さらに、気が付いたことを発表し合って、どのような学習をさせるべきかという計画を立てるところまでが、本来の授業なのですが、時間の関係でここまでにさせていただきたいと思います。ICT を活用した考え方、比較化、共有化、そして拾うという性質を生かして、違う考えを整理し直すといった学習を説明させていただきました。ちょっと別の紹介もさせていただきます。(端末を操作しながら)先程、冒頭にご説明した **classroom** という枠組み、例えば5年1組の **classroom** であれば、5年1組の子どもと共有されている構成になります。仮に、休校でオンラインの授業になった場合、子ども達は、(端末を操作しながら)このボタンを一つ押すだけで、限定された5年1組のオンライン会議に参加することができます。(端末を操作しながら)繰り返しになりますが、ボタンを一つ押すだけなので、小学校1年生でも問題なく参加することができます。(端末を操作しながら)このように画面会議を行って、黒板も使いながら、対話することがオンライン上でできるということになります。

以上、簡単ではございますが、ICT 活用についてのお話を終わらせていただきます。

それではよろしいですか。

(「はい」との声)

それでは、説明が終わりました。議題、(1)について、何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

板倉市長
(議長)

ないですか。

(「はい」との声)

板倉市長
(議長)

それでは、意見等ないようですので、私から1点お聞きしたいと思います。タブレットを破損させてしまう事例が多いと聞いております。12月議会でも修理関係の予算が計上されておりました。利用していれば壊れることは、仕方のないことですが、その点の指導はどのようにされているかをお尋ねしたいと思います。

(「はい」との声)

板倉市長
(議長)

はい、事務局どうぞ。

教育センター
所長

お答えいたします。市長のおっしゃるとおり、活用を推進する中で、ある程度、故障が発生することはやむを得ないと考えておりますが、児童生徒が責任をもって端末を管理できるように、端末を初めて使うときには、「貸与セレモニー」を行ったり、利用開始時の指導を行ったりして、子ども達が端末を大事に扱う気持ちを育てるよう指導を行っているところです。

また、各学校において、端末を扱う際の指導を行うことはもちろん、毎年度初めには「情報端末貸出に係る確認書」を保護者と取り交わし、家庭で端末を使用する際の留意事項についても確認しております。

以上です。

板倉市長
(議長)

はい、わかりました。注意していても壊れてしまうのは、やむを得ないと思いますが、壊れないように使ってもらうことが望ましいので、ぜひ、指導を継続していただきたいと思います。

私としても、引き続き、ICTの環境がさらに充実するよう、取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議題、(1)「市内小中学校ICT活用の進捗状況について」は、以上とさせていただきます。

板倉市長
(議長)

続きまして、議題(2)、「いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」事務局より説明をお願いいたします。

(「はい」との声)

はい、事務局どうぞ。

板倉市長
(議長)
指導課長

議題の(2)印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についての概要説明をさせていただきます。

まず、趣旨についてですが、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、印西市いじめ問題対策連絡協議会、印西市いじめ問題調査委員会、印西市いじめ問題再調査委員会の三つの組織を設置したいと考えております。

ここに至る経緯についてご説明いたします。いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、印西市では、国・県の基本方針に基づき、平成27年3月に印西市いじめ防止基本方針を策定しました。

そこには、いじめ防止対策の基本的な方針を示すとともに、いじめ防止、早期発見、いじめへの対処が適切に行われるよういじめ防止の全体に係る内容を盛り込んでいます。

現在はこの基本方針に基づき、いじめ問題への対策を行っておりますが、全国的にいじめ問題が課題になっていることから、本市においても国のいじめ防止対策推進法を踏まえ、条例を策定し、関係機関との連携を図りながら、総合的・効果的に対策を推進してまいりたいと考えております。

それでは、資料の3ページのフロー図をご覧ください。

左下の(1)「印西市いじめ問題対策連絡協議会」は、関係機関及び団体の連携を図るためのものですが、今現在、印西市にはございません。(1)を設置することで、いじめに関しての学識経験のある人や警察関係者等と年1回、いじめの発生状況や対策等について情報共有、意見交換をすることにより、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等について、より連携した取り組みができるようになると考えております。

この協議会の設置については、6ページにあります。 「いじめ防止対策推進法」第14条に、「地方公共団体は、関係機関等との連携を図るため、条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」と書かれております。

(2)の「印西市いじめ問題調査委員会」につきまして、ご説明させていただきます。重大事態に係る調査及び助言をするとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議を行う組織ですが、現在は、必要に応じて、その時々委員としてお願いする体制になっております。

「重大事態」となるケースについてでございますが、二つ

ございます。一つ目は、「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二つ目は、いじめにより相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときでございます。

国の「いじめ防止基本方針」には、重大事態が起きてから、急遽付属機関を立ち上げることは困難である点から、平時から設置しておくことが望ましいと書かれております。いじめの重大な事態には、素早い対応が求められるため、予め委員を任命し、すみやかに委員会を開けるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、(3)の「印西市いじめ問題再調査委員会」については、学校や保護者から重大事態の報告を受け、学校や教育委員会による調査では不十分である可能性があり、市長が必要であると認めるときに、再調査を行う組織です。教育委員会ではなく、市長部局で担当することになります。これにつきましても、万が一、再調査が必要になった場合に備えて、予め定めておくことが望ましいと考えております。

3の条例施行日は令和5年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。

板倉市長
(議長)

説明が終わりました。
議題(2)について、何か御意見・御質問等がありましたら
お願いいたします。

(「はい」との声)

板倉市長
(議長)
大野委員

はい、大野委員どうぞ。

質問をさせていただきます。7ページですが、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について、インターネットを通じて行われる誹謗中傷による「いじめ」の件数が年々増加しているようですが、その割合はどの位であるのか。また、ネット以外のいじめは、どのような事があげられるのか教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(「はい」との声)

板倉市長
(議長)

はい、事務局どうぞ。

指導課長 令和3年度の市内小中学校で認知したいじめのうち、パソコンや携帯電話等を使ったいじめの割合は、小学校が、969件中15件で1.5%、中学校が、182件中15件で8.2%となっております。内容は、誹謗、中傷のほか、許可なく画像を掲載される、グループから外されるなどが挙げられています。

その他に認知されたいじめでは、冷やかしやからかい、嫌なことを言われる・される、仲間外れなどが多く見られております。いじめの原因にはさまざまなものがあり、一概には申し上げられませんが、異なるものへの拒絶反応、ストレスや欲求不満の解消、加害者の家庭環境、自己保身、面白半分などが原因ではないかと考えられます。

以上でございます。

板倉市長
(議長)
大野委員 はい、お答えいたしました。

はい、ありがとうございました。一つ提案と申しましょるか。私の場合、食育に関して、今非常に興味を持っておりまして、山田正彦元農林水産大臣の方が、食育ということで、オーガニックですね。これを全国展開、各自治体に向けて発信されているのですが、現在弁護士です。食のオーガニックを学校給食に取り入れることを推奨されている。この方が、ある一定の食のバランスがとれていると、いじめだったり、校内暴力といったことが減っているとおっしゃっている。学習能力も運動にも効果を挙げられているので、周知のとおりですが、食で、心が安定することも推測されている。千葉県でもいすみ市が、2012年、10年前にそのような取り組みをされていて、2018年まで6年かかっておりますけど、学校給食のオーガニック化を図っております。学校以外の就農の機会をプランして、地域が協力し合って、子ども達に関わる環境をつくっている。その辺を調べていただいて、一つ参考にしていただきたい。どうぞよろしくお願いいたします。

板倉市長
(議長) ありがとうございます。
回答を求めますか。

大野委員 はい。

板倉市長
(議長) それでは、事務局お願いいたします。

指導課長 ご意見ありがとうございます。食育についても心の安定に

欠かせないものと考えております。前向きに検討させていただきたいと考えております。

板倉市長
(議長)

他にご質問等ございますか。

板倉市長
(議長)

ないようですので、私から、一言、申し上げさせていただきます。

「いじめ」は、あってはならないことであり、児童生徒の命にかかわる重大な事態となるおそれがあり、教育現場でも十分に配慮されていることと思います。この「いじめ」の対策について、教育委員会でよく検討され、条例の策定が進んでいることが確認できましたので、引き続き、検討をお願いしたいと思います。

「いじめ」は、ないことが一番でございます。これまでもしっかりと指導されていることと思いますけれども、次代を担う子どもたちのために、知・徳・体の調和のとれた教育の推進に向けまして、引き続き、指導をお願いしたいと考えているところでございます。

それでは、本日の議事は終了しましたので、進行を事務局に戻します。

企画政策課長
(進行)

ありがとうございました。

それでは、次第の「4 その他」ということで、委員の皆様から何かございますでしょうか。

企画政策課長
(進行)

よろしいでしょうか。

寺田委員

はい。すみません。私から御礼の意見を述べさせていただきます。先日、近隣の父兄から、印西市は全てにおいて素晴らしい教育をしていると、お褒めのお言葉をいただきました。本日は、総合教育会議によって、素晴らしい意見や職員の皆様の努力がよくわかりました。また、他市より先例の事業を取り入れた教育は素晴らしいと思います。これは、ひとえに市長と財政部局をはじめとした市の職員の皆様の努力の賜物と思います。今後とも、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

企画政策課長
(進行)

ありがとうございました。

それでは、他にごございませんでしょうか。

(「はい」との声)

企画政策課長 (進行) よろしければ、以上で、令和4年度第1回印西市総合教育
会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。ありがとうございました。
(午後2時10分)

印西市総合教育会議設置要綱第8条の規定により、上記会議録は、事実と相違
ないことをここに承認する。

令和5年1月16日 印西市教育委員会委員 大野 忠 寄